

渋川海水浴場海の家募集要項

1 場所

玉野市渋川2丁目地内 ダイヤモンド瀬戸内マリンホテル第2駐車場横



2 利用面積及び区画数

- (1) 利用面積 1区画 約 15 m² (3m×5m) (予定)
- (2) 区画数 7区画 (予定)

3 使用目的、利用条件及び利用の取消

(1) 使用目的

渋川海水浴場海の家

玉野市内での飲食販売の営業許可（県内一円・県下一円）を取得し、岡山県内保健所で許可を受けたキッチンカー又は自走式の移動式販売車。（営業許可証に記載された営業の種類が、自動車による飲食店営業、菓子製造業であること。）

テントでの飲食出店は行わずキッチンカーのみ出店対象とする。

注：以下の既存売店が取り扱う販売物等に該当する行為は行わない。

- ア 浮き輪等販売及びレンタル
- イ パラソル販売及びレンタル
- ウ 釣り堀

(3) 条件

- ア 海の家出店及び瀬戸内海国立公園等に係る法令を遵守し、必要な手続きを必ず行うこと。

- イ 海の家出店に係る電気の引き込み等が必要な場合は自費で行うこと。
- ウ ゴミ箱を各自区画内に設置すること。なお、ゴミは各自で持ち帰り処理すること。
お客様向けに「ゴミはキッチンカーに戻してください」との旨の掲示を行うこと。
- エ 毎日営業開始前及び終了時に会場及び周辺の清掃を行うこと。
各自の利用期間最終日には改めて利用区画及び周辺を清掃し、原状回復すること。
- オ 野生動物へ餌付けを禁止し、餌場をつくらないようにすること。
- カ 食品賠償保険等の食中毒に対応した保険に加入すること。
※万が一食中毒が発生した場合は、食中毒につながる物を取り扱った出店者様の自己責任となります。主催者はその責を一切負いません。
- キ 売上の報告を必ず行うこと。
※なお、主催・事務局にて売上げの保証は致しません。
- ク 主催者ホームページを始めとする広報を目的として、イベント場内を撮影し使用することを承認すること
- ケ 都合により出店できない場合は前日までに事務局まで連絡すること
※原則、営業期間及び時間内は出店することを強く要望します。
- コ アルコール類を提供する場合、「未成年及びドライバーへの販売は行わない」「飲酒した場合に海には入らない」旨を見えやすい位置に明確に掲示すること。
- サ アルコール飲料を摂取しないこと。ノンアルコールビールなど、アルコール飲料と誤認される恐れのある飲料を摂取しないこと。
- セ 会場内での喫煙は行わず、定められた場所で喫煙すること。
- ソ 他出店者と協力し、本イベントの成功に向けて前向きに努力すること。
- タ その他、渋川海水浴場運営協議会及び玉野市観光協会（以下、当協議会）の指示に従うこと。

(4) 利用の取消

次の場合は、利用を取り消すことがある。その際出店料は返還しない。

利用の取消による損害については、当協議会は一切賠償の責任を負わないものとする。

- ア 利用料を期日までに納付しないとき
- イ 使用目的以外に使用したとき
- ウ 利用する土地を他に転貸したとき
- エ 土地の現状を変更したとき
- オ 土地の使用にあたり危険、有害な設備を設け又は近隣の迷惑なるような行為をしたとき
- カ 特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反するとき
- キ 玉野市暴力団排除条例（平成 24 年玉野市条例第 3 号）第 2 条に規定する暴力団及び暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）と判明したとき、又は暴力団員等により経営が支配され、若しくは暴力団員等が経営及び運営に関与したと認められたとき
- ク その他、当協議会の指示に従わなかったとき

4 利用期間（営業時間）

令和 8 年 7 月 11 日（土）から同年 8 月 23 日（日）まで

営業時間：11 時から 17 時まで 毎日 17 時 30 分までに撤収及び清掃を完了させる

開錠：9 時 30 分 施錠：17 時 30 分

但し当海水浴場で行われる他のイベント実施日には、営業時間を当協議会判断により延長・短縮する場合があります。

5 利用料

7月11日（土）から8月23日（日）の海水浴開催期間（44日間）

以下の通り日毎の利用料金を定める。複数日出店することを妨げない。（単位：円）

7月11日	7月12日
土	日
3,000	1,000

7月13日	7月14日	7月15日	7月16日	7月17日	7月18日	7月19日
月	火	水	木	金	土	日
1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	3,000

7月20日	7月21日	7月22日	7月23日	7月24日	7月25日	7月26日
祝	火	水	木	金	土	日
3,000	1,000	1,000	1,000	1,000	5,000	5,000

7月27日	7月28日	7月29日	7月30日	7月31日	8月1日	8月2日
月	火	水	木	金	土	日
3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	7,000	7,000

8月3日	8月4日	8月5日	8月6日	8月7日	8月8日	8月9日
月	火	水	木	金	土	日
3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	7,000	7,000

8月10日	8月11日	8月12日	8月13日	8月14日	8月15日	8月16日
月	火	水	木	金	土	日
5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	7,000	7,000

8月17日	8月18日	8月19日	8月20日	8月21日	8月22日	8月23日
月	火	水	木	金	土	日
1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000

- ・利用料 上記表の通り
- ・申込者と出店者は同一であることとする。代理申込・代理出店・権利の譲渡は認めない。
- ・支払い期限：出店許可の連絡を受けてから2週間以内。支払い方法は請求書に記載する。

(1) 申込資格

- ア 誓約書に同意できる事業者又は個人
- イ 市税等の滞納がないこと
- ウ 利用の取消条件に当てはまらないこと
- エ 令和8年4月1日現在で、18歳に達していること。ただし、法人等については、その代表者がこれを満たしていること

(2) 申込条件

- ア 提出された書類は、理由の如何を問わず返却しない
- イ 振込手数料等を含む、申込に関して必要な費用はすべて申込者の負担とする

(4) 申込期間

令和8年5月29日（金）まで（必着）

(5) 申込に必要な書類

- ア 渋川海水浴場海の家出店申込書（様式1）
- イ 誓約書（様式2）
- ウ 移動販売車営業許可書 一式のコピー（県内一円・県下一円の営業許可証）
- エ 運転免許証
- オ 申込者が法人の場合は、登記事項全部証明書（発行から3か月以内のものに限る）
- カ 車検証
- キ 店舗全景の写真（1～2枚） 料理の写真（1～3枚）
- ク 店舗及びお薦め品の紹介文
- ケ その他補足資料に関わるもの

(6) 提出方法及び申込に必要な書類の提出先

申込書類は、E-Mail 又は持参又は郵送により提出

〒706-0002 岡山県玉野市築港1丁目1番3号 産業振興ビル1階 玉野市観光協会
渋川海水浴場運営協議会事務局 宛て

7 利用候補者の決定方法

玉野市観光協会により決定する。審査基準は（別紙1）のとおり。審査の結果、最低基準点に満たない場合は候補者の対象外とする。

また、申込者数が利用区画数を超えた場合は審査会による審査点が高い順に決定する。利用区画数に対して利用可能数以上の事業者が同じ審査点となった場合は抽選により決定する。

審査結果については令和8年6月中旬ごろ別途申込者あてに通知する。

8 特記事項

渋川海水浴場開設期間は、令和8年7月11日（土）から同年8月23日（日）までとする。

ただし、環境省の定める水浴場水質判定基準により不適とされたとき、又は自然災害等により海水浴場の開場が不適と判断したときは、海水浴場を閉鎖する場合があります。その場合には納付済みの出店料については返還しない。

出店場所等、出店に際しての手引きは後日改めて配布される。

9 問い合わせ先

渋川海水浴場運営協議会 海の家キッチンカーイベント事務局

(岡山県玉野市築港1丁目1番3号 産業振興ビル1階 玉野市観光協会内)

TEL：0863-21-3486

Mail：info@tamanokankou.com

営業時間：8時30分～17時（水曜日・祝日休み）